



発行所
 青森県高等学校・障害児
 学校教職員組合
 青森市橋本1丁目2-25
 教育会館 017(734)7287
 編集発行人 酒田 孝
 購読料一部20円は組合費
 の中に含む

さよなら原発・核燃
3.11 青森集会
 日時: 3月11日(日) 12:30-16:00
 場所: 青森市民ホール(リンクモア平
 安閣市民ホール)

Eメール aokokyos@olive.ocn.ne.jp ホームページ <http://www.geocities.jp/aokokyoso/> ブログ <http://plaza.rakuten.co.jp/sannkyoso05/>



中央教育審議会は昨年12月22日、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方針について(中間まとめ)」「(以下、「中間まとめ」)を発表しました。それを踏まえて文部科学省は12月26日、「学校における働き方改革に関する緊急対策(以下、「緊急対策」)をまとめました。「緊急対策」は、教職員の定数増や少人数学級に言及しないなど根本的な不十分さは否めませんが、具体的に踏み込んだ部分もあり、いかに県レベル、学校レベルで具体化させるかが今後の課題です。

文部科学省働き方改革緊急対策発表

緊急対策の内容の一部

- 登下校指導について→地方公共団体等が中心となって、学校、関係機関、地域の連携を一層強化する体制を構築する取組を進める。
- 部活動指導について→本年度末までに、運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインを作成する。顧問については、部活動指導員や外部人材を積極的に参画させるよう促す。
- 授業準備について→教材の印刷等の補助的業務や理科の実験や観察準備等について、教師との連携の上で、サポートスタッフや理科の観察実験補助員の積極的な参画を促進する。
- 学校単位で作成される計画について→計画の内容や学校の実情に応じて、統合して作成することも推進するよう促す。
- 児童生徒ごとに作成される計画について→学校や児童生徒の状況等に応じて複数の計画を1つにまとめる。
- 類似の内容を扱う委員会等について→合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用を促す。
- 勤務時間管理について→タイムカード等により勤務時間を客観的に把握・集計するシステムを直ちに構築するよう促す。
- 年次有給休暇について→長期休業期間に一定期間の学校閉庁日の設定を行うことを促す。
- 教師の時間外労働時間について→時間外労働の上限の目安を含むガイドラインを検討し、提示する。

広範な世論の高まりを反映

文科省の調査結果でも、小学校教員の3分の1、中学校教員の6割がいわゆる「過労死ライン」を超える時間外勤務を行っているという深刻な実態に対し、教職員や研究者、父母・保護者など広範な国民から解決を求める声が上がっています。「中間まとめ」が、長時間過密労働問題の根本的な解決策は示されず

しかし、「中間まとめ」と「緊急対策」の中心は「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」に置かれており、教職員の長時間過密労働を解消するための根本的な解決策は十分に示されていません。教員定数を増

やし、一人の教員が受け持つ授業時間を削減すると同時に、学級を少人数にすることが必要です。また、公立学校の教員に残業代が出ない現行の給特法の改正も必要です。さらに、競争と管理の教育政策が教職員に大きな負担をもたらすという観点での検討を行っていないことも重大です。小学校での英語の教科化に象徴されるように、削ることなく、次々と新たな施策を追加していくだけの教育政策の根本的転換も不可欠です。中教審は最終報告に向けて、正面から定数増や法制度、教育政策問題を取り上げるのが期待されます。

坂道の風

私が小学校から中学校まで通信簿によく書かれていたコメントは「忘れ物が多い」「授業中に友人と話をしている」だった。小学校も中学校も、家から徒歩7分の距離だが、猛ダッシュで通学し(そのために通学途中で転倒し怪我をしたこともある)、チャイムの最後の鐘の音と同時に着席できるかが勝負だった▼当然担任の先生からはよく注意された。注意された中で、言われる度に心にグサリと刺さる言葉があった。「女の子なのにだらしない」。これを言われる度に「私は本当にダメな人間なんだ」という気持ちになった▼私が担任しているクラスにも「だらしない」生徒がいる。つい「なんでこんな当たり前のこともできないの」と、言ってしまうようになる。でもそんな時、学生の頃のことを思い出す。自分はこんな時、先生からどんな言葉とどんなサポートを求めているのだろうか。「だらしない生徒」だった自分だからできる指導があるのでないかと思っている。杏瑞

津軽地方の特別支援学校で 日常的・継続的なパワーハラ

津軽地方の特別支援学校で、3年間にわたり日常的・継続的なパワーハラスメントが行われていることが発覚しました。高教組はアンケートや面談等の調査を行い、11月にパワーハラスメントを根絶するよう校長と教育長に対して要求書を提出しましたが、1月下旬の現在もなお交渉すら行われていません。県教委は2016年12月に「パワーハラスメントの防止等に関する要綱および運用」を制定したばかりであるにもかかわらず、実際のパワーハラにはほとんど対応できない状態を露呈させました。

- 確認されたパワーハラの内容の一部**
- ・教員を人前で罵倒する。大声で叱る。
 - ・教頭に昼からの時休を申し出たところ「昼に時休をとるな！次やったら首だ！」とみんなの前で怒鳴られた。
 - ・「予防注射をしないでインフルエンザにかかったら、死刑だからな！」と職員室で職員に大きな声で怒鳴っていた。
 - ・ほぼ全職員が揃っている職員室内で、冗談のつもりか周囲に聞こえる声の大きさを笑いながら「ゲーで殴っていい?」、とさらに大きな声で「ゲーで殴っていい?」と繰り返した。
 - ・出張に行った時に「事故ったらむつに飛ばすぞ」と言われた。
 - ・「出身どこ?高校からやり直せ!」と怒鳴っていた。
 - ・特定の人に「死んじゃえ、消えろ」と言う。
 - ・向かいの席の先生に向かって「早く作りなさいよ!バカじゃないの?採用試験からやり直せば?死ぬ。」「もう一回勉強し直しなさいよ」と言っていた。

42%が「ハラスメントを受けた」

高教組が10月上旬に職場で実施したアンケート(回答者38名、回答率40%)では、回答者の実に73.7%に当たる28名が「ハラスメントを受けたことがある」ともしくは、「ハラスメントを見たり聞いたことがある」と回答しています。そのうち「ハラスメントを受けたことがある」と回答したのは実に16名(42.1%)でした。2日間に渡って行った聞き取り調査では12名から話を聞くことができました。また、ハラスメントは2015年から続いており、2年前に組合員が自己評価シートで指摘したにもかかわらず必要な措置が行われず、放置されてきました。

暴言・罵倒・いじり・からかい・能力の否定

高教組が10月上旬に職場で実施したアンケート(回答者38名、回答率40%)では、回答者の実に73.7%に当たる28名が「ハラスメントを受けたことがある」ともしくは、「ハラスメントを見たり聞いたことがある」と回答しています。そのうち「ハラスメントを受けたことがある」と回答したのは実に16名(42.1%)でした。2日間に渡って行った聞き取り調査では12名から話を聞くことができました。また、ハラスメントは2015年から続いており、2年前に組合員が自己評価シートで指摘したにもかかわらず必要な措置が行われず、放置されてきました。

県教委に直接調査を要求

パワハラの内容は暴言・罵倒・人前での叱責、いじり・からかい、不本意な転動をほのめかす発言、能力を否定するような発言などが中心ですが、「尻をけられた」という「身体的な攻撃」や、金曜日の夕方に至急ホームページを作り直すよう命じられたり、書類に執拗にチェックを入れ何度も起案が戻されるなどの「過大な要求」もあったといえます。また「体型的なこと」をからかわれた」というセクシャルハラスメントも確認されました。さらに、「出勤日だけお腹の調子が悪くなる」「(ストレスで)食堂でご飯をあまりたべれなくなった。」「アンケートを書いていても具合悪くなった。」などストレスから心身の不調を訴える者もいました。また、被害を受けている者だけでなく、周囲からも「みんな萎縮している。誰も自由な意見を言えない」「職員室にいるだけで息が詰まる」という声

高教組は11月7日に校長に、11月13日に教育長に要求書を提出しました。しかし、県教委はパワーハラの調査は校長が行うという方針で、現在も校長からの報告を待ち続けています。いっぽう校長は調査に消極的で、1月30日現在もなお十分な調査が行われておらず、校長との面談に依りて職員は告発した組合員3人を含む4人だけです。よう

県教委は直接調査せず

が聞かれました。高教組は11月7日に校長に、11月13日に教育長に要求書を提出しました。しかし、県教委はパワーハラの調査は校長が行うという方針で、現在も校長からの報告を待ち続けています。いっぽう校長は調査に消極的で、1月30日現在もなお十分な調査が行われておらず、校長との面談に依りて職員は告発した組合員3人を含む4人だけです。よう

Q パワハラとはどんな行為ですか?
厚生労働省によると「同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係など職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・肉体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為」と定義されており、県教委もこれを準用しています。

Q どうやってパワハラと認定しますか?
県教委の要綱では、情報をもとに職場の相談員(教頭)が被害者・加害者双方から事情を聞いて認定される。誰も自由な意見を言えない「職員室にいるだけで息が詰まる」という声

労働条件なるほど講座

パワハラ調査どうする?



て認定し県教委に報告するとなつていますが、管理職が加害者の場合が多く、公正さが保たれるか疑問です。第三者による公正な調査が必要です。
Q パワハラと認定されたらどうなりますか?
もし認定されれば、加害者は減給や戒告といった懲戒処分になります。また、慰謝料請求など民事上の責任を問われる可能性もあります。

やく1月15日に行われた校長交渉も、パワハラ以外の労働環境の部分だけのやりとりとなりました。校長や県教委の対応が遅れる中で、12月には教頭が職員を職員室で怒鳴りつけるという事件が再び発生しています。高教組は再三にわたって、県教委自身が直接、加害者と被害者に対して聞き取り調査を行うよう求めてきました。県教委は未だに校長を通して調査する姿勢を崩していません。

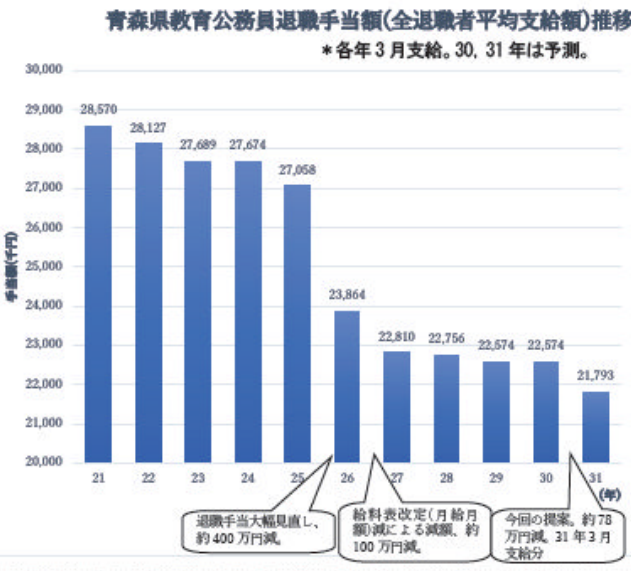
大幅削減後、再び退職手当引下げへ!

○調整率 87/100 → 83.7/100 ~ 平均約77万円の引き下げ
 ○実施は平成30年4月1日(平成31年3月末支給分から)

～退職手当引下げに関する教育長交渉～

No image

No image



教育長は、提示通りの実施に理解を求めましたが、引き下げに断固反対する組合側と一致点が見いだせず、交渉は決裂し、教育長は退職手当について、提示通りに2月の県議会へ提出するとしています。一方で、高教組が求めていた「特殊業務手当等の引き上げ」を提案させることができず、この削減案の代替措置として、交渉は決裂しました。

ここ10年で、退職手当額が約700万円減額になっています。また、この退職金の見直しは今後も5年毎に行われることから、さらなる減額が予想されることもあり、組合側はこの提案を断固受け入れられないとして、交渉は決裂しました。

1月29日、青森高教組をはじめとする県内教職員組合は1月12日に提示された「退職手当の支給水準の引き下げ(調整率を87%から83.7%に引き下げ。青森県の引き下げ額平均77万円)、実施は平成30年4月1日」について、中村充教育長と交渉を行いました。

ではありませんが、部活動手当等の「特殊業務手当等の引き上げ」が当日提案されました。これらの手当の引き上げについては高教組が今年度の賃金交渉や統一要求書交渉で要求してきたもので、ようやく実施の運びとなったものです。実施時期は平成30年4月1日としています。忙しいなかでがんばっているみなさんの一助になればと思います。増額の内容としては、(1)部活動手当日額3,000円

円から3,600円に。
 (2)対外運動競技引率、手当日額4,250円から5,100円に。
 (3)修学旅行等引率、手当日額4,250円から5,100円になります。

教育厚生会からのお知らせ 奨学生募集

1.出願資格

本会会員又は県内に5年以上在住者の子弟で、次のすべてに該当する者

- (1)大学又は大学院に入学又は在学する者
 ※通信教育課程及び短期大学は除く
- (2)学資の負担が困難と認められる者
- (3)健康上修学に支障がなく学業優秀な者
 ・大学入学者は、卒業高等学校の全履修科目評定が中以上、又は5段階法においては平均3.0以上とする
 ・大学又は大学院在学者は、当該年次において必要な所定の単位を取得しているものとする

※既に本会の奨学生の場合は出願できません。

2.区分

第1種奨学金…100万円 第2種奨学金…80万円

※第1種・第2種ともに在学期間をとし1回のみのお貸与となります。

3.出願期間

2018年3月1日～4月15日(厳守)

皆様に広くご利用いただけるよう、**貸与時の連帯保証人の条件を緩和**しております。詳しくは、本会ホームページをご覧ください。
 奨学生募集要項及び選考願書もホームページからダウンロードできます。



出願を
 お待ちしております

<お申込み・お問合せ>
 一般財団法人 青森県教育厚生会
 030-0823 青森市橋本一丁目2-25
 TEL(017)721-1313

青森県教育厚生会

検索

全教共済

2017年 キャンペーン

教職員のお助け合い
『全教共済』加入

または
自然災害も補償する
『火災共済』加入

または
教職員の身分を守る
『自動車保険』
お見積もり

職場賞進呈!

職場
お二人で

【お菓子セット2000円相当】
職場タイムに皆さんでお楽しみください

キャンペーン期間 2018年3月15日まで

学ぶなら、今こそつながろう！

全国障害児学級・学校学習交流集会へ

1月6～8日、奈良県奈良市で、表記の集会がありました。全国各地から延べ900名を超える仲間が集まり、障害児教育の実践や学習、交流を深めました。青森県からは青森県教組とあわせて5名が参加しました。来年度は、宮城県仙台市で開催されます。東北ブロックとして、最大限の参加を目指したいです。

1日目の全体会では、障害児学校卒業生などによるパフォーマンスや、現地実行委員会による寸劇で会場を沸かせました。記念講演は、京都教育大学の丸山啓史さんによる「子どもの気持ちの育ちと発達保障」と題したお話でした。子どもたちの様々な行動、言葉、様子から読み取ることのできる「発達」の意味を問い直し、子どもから始まる教育を進めていく必要性や、目標(就労?)から逆算したり、手法が先にあつたりする教育のあり方への疑問を、穏やかな口調で語ってくれました。夜の交流会では、名物「柿の葉寿司」を楽しみつつ、全国の仲間と交流しました。

No image

様々な意見が交わされた、フォーラム

2、3日目は、文化バザール、旬の実践講座、教育フォーラム等の分科会が開かれました。文化バザールでは、会場の奈良教育大周辺の寺院を散策し、仏像を鑑賞しました。その後、「インクルーシブ教育を考える」分科会、「障害者の人権」フォーラムに参加しました。文部科学省が推進する「インクルーシブ教育システム」は真の意味での「インクルーシブ教育」になつていなのではないかということや、「合理的配慮」

について学びました。「障害者の人権」については、様々な意見がでましたが、憲法を守り、日々の営みから人権意識を高めることの必要性を学びました。特別支援教育は、障害児学校だけの問題ではありません。高校での特別支援教育がこれからの大きな課題です。普通高校の先生方も積極的に参加してもらいたいと思います。

和気藹々、新年に希望を

中南支部新年会へ

中南支部の新年会が1月12日に行われました。OBの松島明氏にも参加してもらい、松坂豚のしゃぶしゃぶに舌鼓を打ちながら近況報告をしたり、「今年は分会活動をもっと頑張るぞ」といったような抱負を語ったりと楽しい時間を過ごしました。中南支部は組合員の親睦にも力を入れており、毎年ボウリング大会、オペラ鑑賞、飲み会などを行っています。今年は参加人数を増やしさらに盛り上がりたいため、お誘い合わせのうえ気軽に参加していただければと思います。

No image

ばと思います。もちろん他支部の方も大歓迎です。

新年への希望を語り合った中南支部

北欧、10万歩のキセキ

その5～旅の終わり～



5回にわたった連載もいよいよ最終回。スウェーデンの首都ストックホルム。ノーベル賞授賞式でおなじみの市庁舎など歴史を感じさせるものがそのまま残っており、散策するだけで楽しくなつた。スウェーデンの通貨はスウェーデンクローネ(SK)、支払いの多くはクレジットカードだった。後日の支払いまで心配だったが、また、トラム(路面電車)、地下鉄、水上バスと様々な交通機関を利用することができた。ホテルからユールゴーデンまで歩き、ABBA The Museumやスカンセン野外博物館などを見学した。

両国とも税金が高い。しかし、その税金は教育や福祉に正しく使われているため、国民の不満は少ない。もともと、障害児・者に対しても同じ人間としての権利を尊重する土壌があるため、風景の中に自然と障害を持つ人が入っており、車いすの使用など、自然に配慮がされているように感じ

た(合理的配慮なんてものは不要?)。学校での実践は目新しいものはなかったが、学校の環境や職員の働き方には目を引かれた。子どもたちの様子は万国共通だし、子どもたちの教育に向かう先生方の姿も共通であることが分かった。違うのは、教育や福祉に対する国としての考え方であつて、日本では、障害者権利条約が生きる真のインクルーシブな社会の実現には時間がかかるのかもしれない。今回のツアーでは、日本との違いが発見できて、今さらながら、自分の視野が広がったと思う。ふらりと一人で歩いたり、仲間たちと一緒に歩いたりして、たくさんものを見たり聞いたりしたことは楽しい経験



昔ながらの風景が残るガムラスタン

とができた。(黒沼修)